

様式第4号（第4条・第5条関係）

契 約 結 果 表				
番 号	第 7 1 号	種 別	随意契約	
工事等の 内 容	工 事 等 名	平成26年度 義務教育段階における学力向上に関する事業		
	工事等箇所	吉田町教育委員会		
	概 要	外部講師の派遣、学力向上関係資料の購入、授業指導員の派遣、研修指導員の派遣、補充学習用教材の購入、家庭学習の手引きの作成・印刷、学力テストによる学力の分析、その他学力向上に関する業務		
	発注担当課	教育委員会事務局		
契約関係	契 約 方 式	随意契約	見 積 書 徴 取 日	平成26年3月31日
	契約相手方 商号又は名称	国立大学法人静岡大学		
	契約相手方 住 所	静岡市駿河区大谷 836		
	契 約 金 額	¥20,000,000	契 約 日	平成26年4月1日
	着 手 日	平成26年4月1日	完 了 期 日	平成27年3月20日
	随意契約の 相手方を選 定した理由	平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を受け設置した吉田町児童生徒学力向上委員会では、静岡大学教育学部の村山功教授をアドバイザーとして対策等について意見をいただいていた。また、村山功教授には当町の全小中学校において、学力向上のために授業改善を実施していただいた。当町においては、学力向上が喫緊の課題であり、速やかに児童生徒の学力を向上させるためには、当町の学力及び学習状況、学校における授業の課題を十分に把握している村山功教授に平成26年度も引き続き指導していただくことで、円滑な学力の向上に資すると考えられるため		
		適用法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		
変更契約 関 係	変 更 後 契 約 金 額	¥20,000,000	変 更 契 約 日	平成26年11月18日
	変 更 理 由	本事業で雇用する特任教員等の雇用期間が平成27年3月31日までのため。また、春季休業中も事業を実施することで事業効果をより向上させることが期待されるため。		
	変 更 後 完 了 期 日	平成27年3月31日		